

インフルエンザの流行について（注意報）

令和8年9月3日（木）15時00分

北海道滝川保健所

電話：0125-24-6201

道では感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき感染症発生動向調査を実施しておりますが、令和8年第35週（令和8年8月24日～8月30日）において、滝川保健所管内（※）の定点あたりのインフルエンザ患者報告数が、注意報基準である10人以上となりましたので、まん延を防止するため注意報を発令します。

今後、滝川保健所管内（※）において今後4週間以内に大きな流行が発生する可能性が高いので、感染予防に努めるようお願いします。

※滝川保健所管内・・・芦別市、赤平市、滝川市、砂川市、歌志内市、奈井江町、上砂川町、浦臼町、新十津川町、雨竜町

記

1 定点医療機関あたりの患者報告数（第35週速報値）

区分	滝川保健所	全道	全国
定点あたり患者数	12.25人	—	—

2 対応

北海道では、ホームページや各保健所などを通じて、外出後の手洗いや湿度の保持、マスクの着用や咳エチケットの励行によるインフルエンザの感染予防を呼びかけています。

また、感染予防や重症化を防止するため、インフルエンザワクチンの接種も効果があるとされています。

なお、全道のインフルエンザ流行状況は、北海道感染症情報センターのホームページでご覧になれます。

3 参考

(1) 最近5週間における定点医療機関からの患者報告数（表示は、「報告数(患者/定点)」単位：人）

	第31週 (7/27～8/2)	第32週 (8/3～8/9)	第33週 (8/10～8/16)	第34週 (8/17～8/23)	第35週※ (8/24～8/30)
滝川保健所	— (—)	3 (0.75)	6 (1.50)	5 (1.25)	49 (12.25)
全道	42 (0.25)	55 (0.34)	110 (0.70)	183 (1.12)	— (—)
全国	1,386 (0.37)	1,921 (0.52)	2,417 (0.69)	— (—)	— (—)

※第35週の患者報告数は速報値

第34週までは、北海道感染症情報センター公表のデータによる

(URL：<http://www.iph.pref.hokkaido.jp/kansen/index.html>)

(2) インフルエンザの注意報・警報とは

厚生労働省の感染症発生動向調査により把握した各保健所管内の定点医療機関を受診したインフルエンザ患者数が、国立感染症研究所において設定した注意報・警報レベルの基準値に達したときに発令します。

① インフルエンザ注意報

流行の発生前であれば今後4週間以内に大きな流行が発生する可能性が高いこと、流行の発生後であれば流行が継続していると疑われることを指します。

注意報	基準値
定点あたり患者数（人）	10

② インフルエンザ警報

大きな流行が発生または継続しつつあると疑われることを指します。

警報	開始基準値	終息基準値
定点あたり患者数（人）	30	10